

埼玉県報



埼玉県発行

目次

告示

○特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 (西部創造)	一	○大規模小売店舗に対する市町村等の意見の公示 (商業支援課)	一一	○埼玉県が所有する自動車の任意保険加入契約に関する入札公告 (出納総務課)	一六	○県道西平小川線の区域の変更 (東松山県土)	二四
○防災行政無線施設保守点検業務委託に関する入札公告 (消防防災課)	二	○公益事業における争議行為の予告 (勤労者福祉課)	一三	○休日・夜間いじめ電話相談業務の一般競争入札の告示 (生徒指導室)	一七	○県道西平中老袋線の区域の変更 ()	二四
○衛星通信ネットワーク施設保守点検業務委託に関する入札公告 ()	三	○建設業法第二十八条第三項に基づく営業停止処分 (許可業者)	一四	○埼玉県立小川げんきプラザプラネタリウム投影機器等賃貸借に関する入札公告 (小川げんきプラザ)	一九	○県道平沼中老袋線の供用の開始 ()	二四
○防災行政無線補助業務・情報収集伝達業務委託に関する入札公告 ()	四	○建設業法第二十八条第三項に基づく営業停止処分 (無許可業者)	一五	○県立志本高等学校環境整備業務委託に関する入札公告 (志本高等学校)	二〇	○開発行為に関する工事の完了公告 (杉戸県土)	二六
○防災気象情報提供業務委託に関する入札公告 ()	六	○建設業法第二十八条第三項に基づく営業停止処分 (許可業者)	一五	○県道さいたま鳩ヶ谷線の供用の開始 ()	二三	○技能教育のための施設の指定 (高校教育指導課)	二六
○埼玉県防災情報メール運営業務委託に関する入札公告 ()	八	○鴻巣駅東口A地区市街地再開発組合の理事長の住所の変更の届出 (市街地整備課)	一六	○開発行為に関する工事の完了公告 (飯能県土)	二三	○埼玉県告示第二百六十号中訂正 (社会福祉課)	二七
○さいたま都市計画生産緑地地区の変更 (みどり自然課)	九	○滑川町月輪土地地区画整理組合の定款の変更認可 ()	一六	○ ()	二三		
○登録販売者試験実施業務に関する入札公告 (保健医療政策課)	一〇	○滑川町月輪土地地区画整理組合の事業計画の変更認可 ()	一六				
○大規模小売店舗の変更に関する公示 (商業支援課)	一一						

告示

埼玉県告示第三百十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において

準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、総務部NP活動推進課及び埼玉県西部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにイン

ターネットを利用する方法(埼玉県NP
O情報ステーション([http://www.saita
naken-npo.net/](http://www.saita
naken-npo.net/)))により縦覧に供する。
平成二十年三月七日
埼玉県知事 上 田 清 司

三 代表者の氏名
小川 憲司
四 主たる事務所の所在地
埼玉県志木市本町五丁目七番五号
五 定款に記載された目的
この法人は、人間の尊厳を立脚し、
精神障害者及びその家族とをまじり
豊かに安心して生活できる地域社会
づくりに取り組むべきことを目的と
する。

埼玉県告示第三百十二号

次のとおり一般競争入札に付する。
平成二十年三月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 調達内容
 - (1) 購入等件名及び数量
防災行政無線施設保守点検業務 一式
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 履行期間
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで
 - (4) 履行場所
埼玉県危機管理防災部消防防災課が指定する場所
 - (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成19・20年度埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿に登録され、業種区分「電気通信工事業」のA等級に格付けされている者であること。
- (3) 公告日から入札日までの期間に、埼玉県建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱(昭和60年4月1日施行)に基づき指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 国又は地方公共団体のマイクロ波多重無線設備を用いた地上系防災行政無線施設に係る保守点検業務を受託した実績を有する者であること。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県危機管理防災部消防防災課防災情報無線担当 石田 憲一 電話048-830-3177(直通)
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
この公告の日から平成20年3月11日(火)までの間、上記(1)の交付場所において交付する。
- (3) 入札説明会の場所及び日時
ア 場所
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県庁第二庁舎3階301会議室
イ 日時
平成20年3月13日(木) 午前10時
- (4) 入札・開札の場所及び日時
ア 場所
上記(3)アに同じ。
イ 日時
平成20年3月27日(木) 午前10時
- 4 その他
(1) 入札保証金及び契約保証金
ア 入札保証金
入札者は、見積もった契約金額に、入札保証金の率(100分の5以上)を

乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(2) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を所定の期日までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札者は、入札書を指定の日時及び場所に提出しなければならない。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書

(4) 契約書作成の要
要

(5) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) 特記事項

平成20年度の歳入歳出予算が議決されなかつたとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があつたときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(8) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。



埼玉県知事 熊川 四三川 叩
 大のひらぎ 一 監製 幸てくまじせけん。
 平成二十二年三月十日

埼玉県 熊川 四三川 叩

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量
 衛星通信ネットワーク施設保守点検業務 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

(4) 履行場所

埼玉県危機管理防災部消防防災課が指定する場所

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約金額の105分の100に相当する額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成19・20年度埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿に登録され、業種区分「電気通信工事業」のA等級に格付けされている者であること。

(3) 公告日から入札日までの期間に、埼玉県建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱（昭和60年4月1日施行）に基づき指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 国又は地方公共団体の通信衛星を用いた防災行政無線施設に係る保守点検業務を受託した実績を有する者であること。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県危機管理

防災部消防防災課防災情報無線担当 石田 憲一 電話048-830-3177 (直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法
この公告の日から平成20年3月11日(火)までの間、上記(1)の交付場所において交付する。

- (3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県庁第二庁舎3階301

会議室

イ 日時

平成20年3月13日(木) 午前10時30分

- (4) 入札・開札の場所及び日時

ア 場所

上記(3)アに同じ。

イ 日時

平成20年3月27日(木) 午前10時30分

4 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に、入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

- (2) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を

所定の期日までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札者は、入札書を指定の日時及び場所に提出しなければならない。

- (3) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
イ 入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書
ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書

- (4) 契約書作成の要否

要

- (5) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

- (6) 手続における交渉の有無

無

- (7) 特記事項

平成20年度の歳入歳出予算が議決されなかつたとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

- (8) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

~~~~~

埼玉県知事 熊谷 元

次 長 官 官 署 官 署 官 署

本 館 二 十 五 三 三 二 号

埼玉県庁 田 報 局

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量

防災行政無線補助業務・情報収集伝達業務 一式

- (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

- (3) 履行期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

- (4) 履行場所

埼玉県危機管理防災部消防防災課が指定する場所

- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成18年埼玉県告示第1543号）に基づき、業種区分「建築物の管理に関する業務」のA等級に格付けされ、電話交換業務を行う者であること。

(3) 公告日から入札日までの期間に、物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置要領（平成8年6月13日付け出物第180号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 公告日から入札日までの期間に、埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要領（平成19年3月27日付け出物第1153号）に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

(5) さいたま市内に事務所等を常設し、本件業務に従事すべき者がやむを得ない理由により業務に従事できない場合に、速やかに交替要員を確保できる程度の電話交換員を有している者であること。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県危機管理防災部消防防災課防災情報無線担当 野本 隆 電話048-830-3177（直通）

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
この公告の日から平成20年3月11日（火）までの間、上記(1)の交付場所において交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時  
ア 場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県庁第二庁舎3階301

会議室

イ 日時

平成20年3月13日（木）午前11時

(4) 入札・開札の場所及び日時

ア 場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県庁第二庁舎3階301

会議室

イ 日時

平成20年3月27日（木）午前11時

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に、入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(2) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を所定の期日までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札者は、入札書を指定の日時及び場所に提出しなければならない。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書

(4) 契約書作成の要否

要

- (5) 落札者の決定方法  
財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 手続における交渉の有無  
無
- (7) 特記事項  
平成20年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。
- (8) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。



埼玉県知事 銀川 四十五郎

次のような「競争入札」にする。

平成二十二年三月

埼玉県長 田 畑 正

- 1 調達内容
  - (1) 購入等件名及び数量  
防災気象情報提供業務 一式
  - (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 履行期間  
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで
  - (4) 履行場所  
埼玉県危機管理防災部消防防災課が指定する場所
  - (5) 入札方法  
本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」(以下「システム」という。)により行う。ただし、システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参も認める。落札者の決定に当たっては、紙書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地

方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づく物品等競争入札参加資格者名簿に記載され、業種区分が「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。
  - (3) 平成20年2月29日以前の過去3年間に国又は地方公共団体が実施した防災気象情報提供業務を受託した実績を有する者であること。
  - (4) 公告日から開札日までの期間に、物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
  - (5) 公告日から開札日までの期間に、埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要領(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
- 3 入札書の提出方法等
    - (1) 入札説明書及び仕様書の入手方法  
ア システムからダウンロードする場合  
入手手順は、下記のとおり。
      - (ア) 埼玉県ホームページを開く。
      - (イ) 電子サービス窓口の「入札・調達」を選択する。
      - (ウ) 埼玉県電子入札総合案内(工事・物品)メニュー内の「3：システム入口」を選択する。
      - (エ) 「入札情報公開システム」を選択する。
      - (オ) 調達機関名は「埼玉県」を選択する。
      - (カ) 部局名は「危機管理防災部」を選択する。
      - (キ) 課所名は「消防防災課」を選択する。
      - (ク) 「物品等」を選択する。
      - (ケ) 「1発注情報の検索」を選択する。
      - (コ) 検索ボタンをクリックする。

- (4) ダイヤログボックスの「OK」を選択する。
- (5) 本入札案件を選択する。
- イ 上記ア以外の場合
- (3)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡をすること。）。
- (2) 入札説明会の場所及び日時  
 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 埼玉県庁第二庁舎災害情報連絡室  
 平成 20 年 3 月 12 日 (水) 午前 11 時
- (3) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先（(1)アの場合を含む。）  
 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 埼玉県危機管理防災部消防防災課 加藤・小林 電話 048-830-3180 (直通) FAX 048-830-4779
- (4) 入札書受付期間  
 ア システムを利用する場合  
 平成 20 年 3 月 21 日 (金) 午前 9 時から同月 24 日 (月) 午後 5 時まで  
 イ 上記ア以外の場合  
 平成 20 年 3 月 21 日 (金) 午前 9 時から同月 24 日 (月) 午後 5 時までに、書留郵便により郵送し、又は持参すること。
- (5) 開札の場所及び日時  
 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 埼玉県危機管理防災部消防防災課  
 平成 20 年 3 月 25 日 (火) 午後 1 時  
 なお、開札への立会いは、不要とする。
- 4 その他
- (1) 入札保証金及び契約保証金  
 ア 入札保証金  
 入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の 5 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和 39 年埼玉県規則第 18 号。以下「財務規則」という。）第 93 条第 2 項の規定に該当する場合は、免除する。
- イ 契約保証金
- 契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の 10 以上）を乗じた金額を納付するものとする。ただし、財務規則第 81 条第 2 項の規定に該当する場合は、免除する。
- (2) 入札者に要求される事項  
 この一般競争入札に参加を希望する者は、下記の書類を平成 20 年 3 月 17 日 (月) 午後 5 時までに次のいずれかの方法により提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に關し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- ア 「一般競争入札参加資格確認申請書」  
 ア システムを利用する場合  
 (イ) システムから確認申請する。
- (イ) 上記(ア)以外の場合  
 3(3)の提出場所に持参し、又はフアクシミリにより送信すること。
- イ 「一般競争入札参加資格に関する誓約書」(添付書類を含む。)  
 3(3)の提出場所に持参し、又はフアクシミリにより送信すること。
- (3) 入札の無効  
 次に掲げる入札書は、無効とする。
- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書  
 イ 入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書  
 ウ 財務規則第 97 条の規定に該当する入札書
- (4) 契約書作成の要否  
 要
- (5) 落札者の決定方法  
 財務規則第 94 条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 支払条件  
 発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から 30 日以内に当該委託料を受注者に支払うものとする。
- (7) 特記事項  
 平成 20 年度の歳入歳出予算が議決されなかつたとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。
- (8) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

## 埼玉県告示第百三十六号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十年三月七日

埼玉県長 上田 豊 臣

## 1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量  
埼玉県防災情報メール運営業務 一式
- (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。

## (3) 履行期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

## (4) 履行場所

埼玉県危機管理防災部消防防災課が指定する場所

## (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」(以下「システム」という。)により行う。ただし、システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参も認める。落札者の決定に当たっては、紙書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づく物品等競争入札参加資格者名簿に登録され、業種区分が「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。
- (3) 平成20年2月29日以前の過去3年間に国又は地方公共団体が実施した携帯電

話等へのメール配信業務を受託した実績を有する者であること。

- (4) 公告日から開札日までの期間に、物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

- (5) 公告日から開札日までの期間に、埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要領(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

## 3 入札書の提出方法等

## (1) 入札説明書及び仕様書の入手方法

ア システムからダウンロードする場合

入手手順は、下記のとおり。

- (ア) 埼玉県ホームページを開く。
- (イ) 電子サービス窓口の「入札・調達」を選択する。
- (ウ) 埼玉県電子入札総合案内(工事・物品)メニュー内の「3:システム入札」を選択する。

(エ) 「入札情報公開システム」を選択する。

(オ) 調達機関名は「埼玉県」を選択する。

(カ) 部局名は「危機管理防災部」を選択する。

(キ) 課所名は「消防防災課」を選択する。

(ク) 「物品等」を選択する。

(ケ) 「1発注情報の検索」を選択する。

(コ) 検索ボタンをクリックする。

(サ) ダイアログボックスの「OK」を選択する。

(シ) 本人札案件を選択する。

## イ 上記ア以外の場合

(3)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡をすること。)

## (2) 入札説明会の場所及び日時

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県庁第二庁舎災害情報連絡室

格室

平成20年3月12日(水) 午前10時

- (3) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先(1)アの場合を含む。)



埼玉県告示第300十八号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十年三月七日

埼玉県長 田 畑 匡

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量  
登録販売者試験実施業務 一式
  - (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 履行期間  
契約締結日から平成20年9月30日(火)まで
  - (4) 履行場所  
受託者の設置する任意の場所
  - (5) 入札方法  
ただし、試験会場については委託者の指定する場所
- 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 競争入札参加資格
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、業種区分「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」の各等級に格付けされた者であること。
  - (3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
  - (4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要領(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

- (5) 法令に規定された資格試験のうち、受験者が5000人以上の資格試験を5回以上行った実績を有する者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県保健医療部保健医療政策課試験免許担当 西村 弘美、大谷 春彦 電話048-830-3523(直通)

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
この公告の日から上記(1)の交付場所において交付する。

- (3) 入札説明会の場所及び日時

ア 場所

埼玉県庁職員会館401会議室

イ 日時

平成20年3月19日(水) 午後1時30分

- (4) 入札・開札の場所及び日時

ア 場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目12番24号 埼玉教育会館101会議室

イ 日時

平成20年4月3日(木) 午後1時30分

- 4 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

- (2) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を平成20年3月26日(水)までに上記3(1)の場所に提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札者は、上記3「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(3) 入札の無効  
次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書  
イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書  
ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書  
エ 契約書作成の要否

(5) 落札者の決定方法  
財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 特記事項  
平成20年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することができる。

(7) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

### 埼玉県告示第三百十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年三月七日

埼玉県知事 上田清司

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ベスタ狭山A  
狭山市入間川千二十五

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ベルク 代表取締役 原島 功  
寄居町大字用土五千四百五十六  
(変更後) 株式会社ベルク 代表取締役 原島 功

寄居町大字用土五千四百五十六  
株式会社マツモトキヨシ 代表取締役 松本 南海雄  
千葉県松戸市新松戸東九番地一 他二件

#### ハ 変更年月日

平成十九年十月十日他

#### ニ 届出年月日

平成二十年二月二十六日

#### 二 縦覧期間

平成二十年三月七日から平成二十年七月七日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課  
埼玉県西部産業労働センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

平成二十年三月七日から平成二十年七月七日まで

#### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

### 埼玉県告示第三百二十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年三月七日

埼玉県知事 上田清司

## 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドイツ春日部店

春日部市南中曾根八百九十五番地一他

ロ 同法第八条第一項の規定によるその他の意見の概要

夜間及び深夜営業における周辺環境への配慮

特に夜間及び深夜の営業時間において、周辺地域の静穏な生活環境が守られるよう、騒音、光害、治安対策などに配慮していただきたくお願いします。

## 二 縦覧期間

平成二十年三月七日から平成二十年四月七日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部産業労働センター

## 埼玉県告示第三百二十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年三月七日

埼玉県知事 上田清司

## 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

モラーージュ菖蒲

菖蒲町大字菖蒲字伊勢浦三千五百六十四番地他

ロ 同法第八条第一項の規定によるその他の意見の概要

防犯・防災対策について

「菖蒲町防犯のまちづくり推進条例」の規定を遵守し、事業活動における自らの安全確保に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、町が実施する防犯のまちづくりに関する事業に協力するよう努めること。

・町と防災協定の締結をすること。

・防災無線を設置する必要がある場合は、建物への設備設置について協力すること。

騒音・振動等の防止対策について

・騒音、振動、悪臭及び電波障害等、公害の未然防止に努めるとともに、公害等が発生した場合は、誠意をもって迅速に対応をすること。

また、地域住民からの苦情及び要望があった場合は、その対応に関する専門の窓口等を設置すること。

・照明灯や夜間営業による農作物への被害(光害及び害虫)対策に努めること。また、農作物被害が発生した場合は、誠意をもって迅速に対応をすること。

廃棄物対策について

・廃棄物の処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他の関係法令等に基づき適正に処理すること。

また、食品廃棄物については、堆肥化など資源循環の推進に努めること。

・店舗周辺におけるごみのポイ捨て対策を行うとともに、ポイ捨ての防止及び周辺地域の美化に努めること。

交通安全対策について

・町道一号线が菖蒲中学校・菖蒲小学校の通学路となっているため、工事期間はもとより、開店後も警備員等を配置し、児童生徒を安全に誘導すること。

また、搬出入車両等(関係車両)は、登下校する時間帯を避けるなどの交通安全対策を講じること。

・町道五四号線は、車が交互通行するには狭く、道路に沿った用水路が開渠で車の転落が予想されるため、車両の進入を防ぐような看板の設置等を講じること。

・今後の開発行為の具体的な立案にあたっては、交通事故防止対策について関係する道路管理者及び久喜警察署と十分協議すること。

・図五の二の計画地の北側区画に「平成二十一年三月までの暫定区画道路」と示されているが、両端の町道の歩道部に水道管を埋設(平成十九年度中)するため、水道管の防護対策を講じること。また、当該店舗の給水工事については、水道室と別途協議すること。

・渋滞対策として、シャトルバスの運行等適切な措置を講じること。

青少年の非行防止対策について

- ・ 駐車場やアミューズメント等が青少年の「たまり場」となりやすいため、警備員の巡回を徹底し、青少年の非行防止及び周辺住民の迷惑とならないよう配慮すること。
- ・ アルコール類やたばこの自動販売機設置場所や、その販売方法等に関し配慮すること。また、深夜における駐車場・店舗周辺での暴走行為の対策を講じること。

地域への貢献について

- ・ 埼玉県が策定した「大型店、チェーン店の地域商業貢献に関するガイドラ

イン」の趣旨を尊重し、地域の商業貢献に努めること。

- ・ 小売業者等の商工会加入を促進させること。
- ・ 町民の生活基盤の安定を図るため、地元雇用を促進させること。

二 縦覧期間  
平成二十年三月七日から平成二十年四月七日まで

三 縦覧場所  
埼玉県産業労働部商業支援課  
埼玉県東部産業労働センター

埼玉県告示第三百二十二号

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定により、平成二十年二月二十九日付けで、次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、公表する。

平成二十年三月七日  
埼玉県知事 上田 清司

一 争議行為を行う労働組合  
別表に掲げる労働組合

二 事 件  
大幅な賃金の引き上げ等の件

三日 時  
平成二十年三月十一日午前〇時から  
問題解決に至るまでの期間

四 場 所  
別表に掲げる労働組合の組合員が従事する全職場又は一部の職場

五 概 要  
救急外来患者及び入院中の重症患者のための保安要員若干名を除く全ての組合員又は一部の組合員による全ての争議行為を行う。

| 労働組合名                | 執行委員長等名 | 組合員が従事する職場  | 所在地               |
|----------------------|---------|-------------|-------------------|
| 埼玉県民主医療機関労働組合生協本部支部  | 清宮 浩    | 医療生協さいたま    | 川口市木曾呂一三二七        |
| 埼玉県民主医療機関労働組合協同病院支部  | 清宮 浩    | 埼玉協同病院      | 川口市木曾呂一三二七        |
| 埼玉県民主医療機関労働組合歯科診療所支部 | 清宮 浩    | 生協歯科診療所     | 川口市木曾呂一三二七        |
| 埼玉県民主医療機関労働組合みぬま支部   | 清宮 浩    | 介護老人保健施設みぬま | 川口市木曾呂一三四七        |
| 埼玉県民主医療機関労働組合川口支部    | 清宮 浩    | 川口診療所       | 川口市仲町一―三六         |
| 埼玉県民主医療機関労働組合さいわい支部  | 清宮 浩    | さいわい診療所     | 川口市中青木四―一二〇       |
| 埼玉県民主医療機関労働組合浦和支部    | 清宮 浩    | 浦和民主診療所     | さいたま市浦和区北浦和五―一〇―七 |
| 埼玉県民主医療機関労働組合おおみや支部  | 清宮 浩    | おおみや診療所     | さいたま市西区指扇二―一〇―二   |
| 埼玉県民主医療機関労働組合かすかべ支部  | 清宮 浩    | かすかべ診療所     | 春日部市谷原二―四―一二      |

|                         |        |                       |                  |
|-------------------------|--------|-----------------------|------------------|
| 埼玉県民主医療機関労働組合熊谷支部       | 清宮 浩   | 熊谷生協病院                | 熊谷市上之三八五四        |
| 埼玉県民主医療機関労働組合行田支部       | 清宮 浩   | 行田協立診療所               | 行田市本丸一八―三        |
| 埼玉県民主医療機関労働組合秩父支部       | 清宮 浩   | 秩父生協病院                | 秩父市阿保町一―一一       |
| 埼玉県民主医療機関労働組合西協同支部      | 清宮 浩   | 埼玉西協同病院               | 所沢市中富一八六五        |
| 埼玉県民主医療機関労働組合所沢診療所支部    | 清宮 浩   | 所沢診療所                 | 所沢市宮本町二―三三―二四    |
| 埼玉県民主医療機関労働組合さんとも支部     | 清宮 浩   | 老人保健施設さんとも            | 所沢市中富一六一七        |
| 埼玉県民主医療機関労働組合上福岡協同診療所支部 | 清宮 浩   | 上福岡協同診療所              | ふじみ野市上福岡三―三―三七   |
| 埼玉県民主医療機関労働組合朝霞歯科支部     | 清宮 浩   | あさか虹の歯科               | 朝霞市浜崎七二四―二       |
| 埼玉県民主医療機関労働組合大井支部       | 清宮 浩   | 大井協同診療所               | ふじみ野市ふじみ野一―一―一五  |
| 埼玉県厚生農業協同組合連合会労働組合熊谷支部  | 根岸 由利子 | 埼玉県厚生農業協同組合連合会熊谷総合病院  | 熊谷市中西四―五―一       |
| 埼玉県厚生農業協同組合連合会労働組合幸手支部  | 根岸 由利子 | 埼玉県厚生農業協同組合連合会幸手総合病院  | 幸手市東四―一四―二四      |
| 共済病院労働組合                | 澤藤 俊昭  | 博仁会共済病院               | さいたま市緑区原山三―一五―三一 |
| 南埼玉病院労働組合               | 今井 紀之  | 医療法人社団俊睿会南埼玉病院        | 越谷市増森二五二         |
| 共立医療会労働組合北本共立診療所支部      | 川岸 昌江  | 医療法人共立医療会北本共立診療所      | 北本市中丸五―六―八       |
| 共立医療会労働組合吹上共立診療所支部      | 川岸 昌江  | 医療法人共立医療会吹上共立診療所      | 鴻巣市吹上富士見三―一―一九   |
| 共立医療会労働組合さくらおとなこども診療所支部 | 川岸 昌江  | 医療法人共立医療会さくらおとなこども診療所 | 北本市北本団地一―二七―一〇二  |

埼玉県告示第三百二十三号

建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第二十八条第三項の規定による処分をしたので、次のとおり公告する。

平成二十年三月七日

一 処分をした年月日

平成二十年三月三日

二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びに許可番号

埼玉県知事 上田 清 司

|           |                   |        |                   |
|-----------|-------------------|--------|-------------------|
| 商号        | 主たる営業所の所在地        | 代表者の氏名 | 許可番号              |
| ヘライ建設株式会社 | 埼玉県越谷市南越谷四丁目十七番五号 | 戸来 勝男  | 埼玉県知事許可(特一七)第四三九号 |

三 処分の内容

法第二十八条第三項の規定に基づく営業の停止(大工工事業の営業の全部について平成二十年三月十八日から同月二十四日までの七日間)

四 処分の原因となった事実

処分を受けた者は、法第三条第一項の規定に違反して同項の許可を受けずに建設業を営む者と下請契約を締結した。  
このことは、法第二十八条第一項第六号に該当する。

埼玉県告示第三百二十四号

建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第二十八条第三項の規定による処分をしたので、次のとおり公告する。  
平成二十年三月七日

一 処分をした年月日

平成二十年三月三日

埼玉県知事 上田清司

二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

|          |                    |        |
|----------|--------------------|--------|
| 商号       | 主たる営業所の所在地         | 代表者の氏名 |
| 有限会社石橋建設 | 埼玉県吉川市大字川藤六百八十一番地十 | 石橋 嵩之  |
| 有限会社義工務店 | 埼玉県越谷市大成町一丁目四十八番地八 | 木明 義光  |

三 処分の内容

法第二十八条第三項の規定に基づく営業の停止(建設業の営業の全部について平成二十年三月十八日から同月二十日までの三日間)

四 処分の原因となった事実

処分を受けた者は、法第三条第一項の規定に違反して同項の許可を受けずに

建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)第一条の二第一項で定める金額以上の建設工事を請け負い施工した。  
このことは、法第二十八条第二項第二号に該当する。

埼玉県告示第三百二十五号

建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第二十八条第三項の規定による処分をしたので、次のとおり公告する。  
平成二十年三月七日

一 処分をした年月日

平成二十年三月三日

埼玉県知事 上田清司

二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

|               |                        |        |
|---------------|------------------------|--------|
| 商号            | 主たる営業所の所在地             | 代表者の氏名 |
| 有限会社ティーアンドティー | 埼玉県川口市大字久左衛門新田百五十三番地の四 | 田中 忠男  |

三 処分の内容

法第二十八条第三項の規定に基づく営業の停止(建設業の営業のうち民間工事に係るものについて平成二十年三月十八日から同月二十日までの三日間)

四 処分の原因となった事実

処分を受けた者は、法第三条第一項の規定に違反して同項の許可を受けずに建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)第一条の二第一項で定める金額以上の建設工事を請け負い施工した。  
このことは、法第二十八条第二項第二号に該当する。

埼玉県告示第三百二十六号

建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第二十八条第三項の規定による処分をしたので、次のとおり公告する。  
平成二十年三月七日

一 処分をした年月日

平成二十年三月七日

埼玉県知事 上田清司

- 一 処分をした年月日  
平成二十年三月三日
- 二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びに許可番号

|          |                |        |                     |
|----------|----------------|--------|---------------------|
| 商号       | 主たる営業所の所在地     | 代表者の氏名 | 許可番号                |
| 共和商事株式会社 | 埼玉県八潮市大瀬八百八番地一 | 渡辺 健   | 埼玉県知事許可(般一八)第六〇五〇二号 |

三 処分の内容

法第二十八条第三項の規定に基づく営業の停止(大工工事業の営業のうち民間工事に係るものについて平成二十年三月十八日から同月二十四日までの七日間)

四 処分の原因となった事実

処分を受けた者は、法第三条第一項の規定に違反して同項の許可を受けずに建設業を営む者と下請契約を締結した。

このことは、法第二十八条第一項第六号に該当する。

埼玉県告示第三百二十七号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二十八条第一項の規定により鴻巣駅東口A地区市街地再開発組合から理事長の氏名及び住所の届出があったので、次のとおり公告する。

平成二十年三月七日

埼玉県知事 上田清司

氏名 花岡利行

住所 鴻巣市本町1丁目1番5-13

08号 エルミ鴻巣ファーストレ

ジデンス

埼玉県告示第三百二十八号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十年三月七日

埼玉県知事 上田清司

一 組合の名称

滑川町月輪土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成六年三月二十九日から

平成二十一年三月三十一日まで

三 施行地区

滑川町大字月輪字南谷原、字新堤

下、字篠、字中丸、及び字矢尻の全部。

字宮前、字高根、字西荒井前、字山口下、字山口前、字南谷、字中道南、字金熊、字中丸前、字大堀西、字橋戸上、及び字築地前の各一部

四 事務所の所在地

比企郡滑川町

大字月輪二二三六番地五

五 設立認可の年月日

平成六年三月二十九日

六 変更内容

事務所を「滑川町大字月輪二二三六番地五」から、「滑川町月の輪三丁目一六番地九」と変更する。

七 変更認可の年月日

平成二十年三月七日

埼玉県告示第三百二十九号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十年三月七日

埼玉県告示第三百三十号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十年三月七日

一 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県が所有する自動車の任意保険加入契約(1,368台)一式

(2) 調達案件の仕様等

認可したので、次のとおり公告する。

平成二十年三月七日

一 組合の名称

滑川町月輪土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成六年三月二十九日から

平成二十一年三月三十一日まで

三 施行地区

滑川町大字月輪字南谷原、字新堤下、字篠、字中丸、及び字矢尻の全部。

字宮前、字高根、字西荒井前、字山口下、字山口前、字南谷、字中道南、字金熊、字中丸前、字大堀西、字橋戸上、及び字築地前の各一部

四 事務所の所在地

比企郡滑川町の輪三丁目一六番地

九

五 設立認可の年月日

平成六年三月二十九日

六 変更認可の年月日

平成二十年三月七日

埼玉県知事 上田清司

入札説明書及び仕様書による。

- (3) 履行期間  
平成20年4月26日(土)午後4時から1年間
- (4) 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とする。
- 2 競争入札参加資格
  - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 保険業法(平成7年法律第105号)に基づく損害保険業の免許又は農業協同組合法(昭和22年法律第132号)に基づく自動車共済事業の承認を受けている者であること。
  - (3) 任意保険加入自動車の事故発生時に迅速に対応できる体制を整えている者であること。
  - (4) 保険金支払余力比率(ソルベンシー・マージン比率)が200%以上の者であること。
- 3 契約条項を示す場所等
  - (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和高砂3丁目15番1号 埼玉県出納局出納総務課自動車管理・運転担当 時田 文夫 電話048-830-5722(直通)
  - (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
この公告の日から平成20年3月14日(金)午後5時までの間、上記(1)の交付場所において交付する。
  - (3) 入札・開札の場所及び日時  
埼玉県自治会館B02会議室(さいたま市浦和高砂3丁目14番1号)  
平成20年4月7日(月)午前11時
  - 4 その他
    - (1) 入札保証金及び契約保証金  
ア 入札保証金  
入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

- 契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- (2) 入札者に要求される事項
 

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を平成20年3月17日(月)午後5時までに上記3(1)の場所に持参し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札者は、上記3(3)「入札・開札の場所及び日時」に従い、入札書を提出しなければならない。
  - (3) 入札の無効
 

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書
  - (4) 契約書作成の要否
  - (5) 落札者の決定方法  
財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
  - (6) 特記事項  
平成20年度の歳入歳出予算が議決されなかつたとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があつたときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。
  - (7) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

埼玉県知事 藤川 四三十一 郎

次のとおり1級競争入札に付する。

平成二十二年三月十日

埼玉県知事 田 景 匡

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量  
休日・夜間いじめ等電話相談業務 一式
- (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間  
平成20年4月1日（火）から平成21年3月31日（火）まで
- (4) 履行場所  
埼玉県教育局立学校部生徒指導室長が指定する場所
- (5) 入札方法  
入札金額は、業務一式に係る金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 競争入札参加資格
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要領（平成19年3月27日付け出物第1153号）に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
  - (3) 仕様書に基づき提供しようとする業務が仕様書に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。
- 3 入札書の提出場所等
  - (1) 入札書の提供場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局  
立学校部生徒指導室長付登校支援担当 電話048-830-6745（直通）
  - (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
この公告の日から(1)の交付場所において書面により交付する。
  - (3) 入札・開札の場所及び日時  
〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-14-21 診療所3階審査会議室

平成20年3月25日（火）午前10時

4 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
  - ア 入札保証金  
入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
  - イ 契約保証金  
契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- (2) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を3(1)の提出場所に郵送若しくは持参により平成20年3月17日（月）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (3) 入札の無効  
次に掲げる入札書は、無効とする。
  - ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
  - イ 入札者に求められる義務を履行しなかつた者の提出した入札書
  - ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書
- (4) 契約書作成の要否
- (5) 落札者の決定方法  
財務規則第99条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 支払条件  
発注者の埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。
- (7) 特記事項

平成20年度の歳入歳出予算が議決されなかつたとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があつたときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(8) その他詳細は、入札説明書による。

埼玉県比企郡小川町

次の入札の開催を予定する。

平成二十二年三月

埼玉県 田 畑 匠

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県立小川げんきプラザプラネタリウム投影機器等貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成20年4月1日(火)から平成26年3月31日(月)まで

ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があつた場合、当該契約は解除する。

(4) 履行場所

埼玉県立小川げんきプラザが指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参も認める。なお、落札決定に当たっては、入札書に入力又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要領(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

(5) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による)。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書及び仕様書の入手方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」からダウンロードする場合

入手手順は、下記のとおり

(ア) 埼玉県ホームページを開く。

(イ) 電子サービス窓口の「入札・調達」を選択する。

(ウ) 埼玉県電子入札総合案内(工事・物品)メニュー内の「3:システム入口」を選択する。

(エ) 「入札情報公開システム」を選択する。

(オ) 調達機関は「埼玉県」を選択する。

(カ) 「物品等」を選択する。

(キ) 「1 発注情報の検索」を選択する。

(ク) 検索ボタンをクリックする。

(ケ) 本入札案件を選択する。

イ 紙媒体での入手を希望する場合

下記(2)の交付場所又は下記(3)の入札説明会において交付する(事前に電話により連絡をすること)。

(2) 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先(上記(1)アの場合を含む。)

〒355-0337 埼玉県比企郡小川町木呂子561 埼玉県立小川げんきプラザ総務担当 無川、本田 電話 0493-72-2220(直通) FAX 0493-71-1043 メールアドレス s722220@pref.saitama.lg.jp

- 月曜日は休所日
- (3) 入札説明会の場所等
- ア 場所 埼玉県比企郡小川町木呂子561 埼玉県立小川げんきプラザ2階研修室
- イ 日時 平成20年3月12日(水)午後1時30分
- ウ 事前連絡 入札説明会への参加を希望する者は、事前に上記(2)の場所へ連絡すること。また、入札説明会への参加は、1社2名までとする。
- (4) 入札書受付期間
- ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合  
競争入札参加資格の確認を得た日から平成20年3月26日(水)午前10時まで
- イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合  
競争入札参加資格の確認を得た日から平成20年3月25日(火)午後5時まで(必着)
- なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。
- (5) 開札の場所及び日時 埼玉県立小川げんきプラザ 平成20年3月26日(水)午前11時
- 4 その他
- (1) 入札保証金及び契約保証金
- ア 入札保証金 入札者は、見積もった金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- イ 契約保証金 契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- (2) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書

- 及び機能証明書を下記のいずれかの方法で平成20年3月14日(金)午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合  
同システムから確認申請する。
- イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合  
上記3(2)の場所に郵送又は持参により提出する。なお、郵送による場合は書留郵便とする。
- (3) 入札の無効  
次に掲げる入札書は、無効とする。
- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書
- (4) 契約書作成の要否
- (5) 落札者の決定方法  
この公告に示した貸借借を履行できると発注者が判断した入札者であって、財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (6) 特記事項  
平成20年度の歳入歳出予算が議決されなかつたとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。
- (7) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。
- ~~~~~
- 埼玉県知事 越川 三十三郎  
次長 小坂 一雄  
副知事 中野 三郎
- 1 調達内容
- (1) 購入等件名及び数量
- 埼玉県農林 田 豊 臣

県立志木高等学校環境整備業務 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成20年4月1日(火)から平成21年9月30日(水)まで

ただし、平成21年度において、埼玉県の入札業者の当該契約の金額について減額又は削除があった場合、当該契約は解除する。

(4) 履行場所

埼玉県立志木高等学校

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。また、入札金額については、履行期間全体の総額を入力すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に入力された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入力すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、業種区分「建築物の管理に関する業務」のA等級又はB等級に格付けされた者であること。

(3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要領(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要領(平成19年3月27日付け出物第1153号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

(5) 本件業務について、次に定める要件を満たし、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。

ア 埼玉県内で次に掲げる業務を過去5年以内に1年以上履行した実績を有すること。

イ 埼玉県内に本店又は主たる事務所を登記している者又は住民票を登録し

ている者にあつては、国(公団、機構を含む。)又は地方公共団体(埼玉県出資法人を含む。)が所有し、管理する施設の管理業務

(イ) (ア)以外の者にあつては、埼玉県(埼玉県出資法人を含む。)が所有し、管理する施設の管理業務

イ アで定める業務の実績は、対象とする施設の日常清掃に係る床面積が、1077㎡以上とする。

ウ 資格等

管理業務を実施する営業所において、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項第1号若しくは第8号又は建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律(平成13年法律第156号)附則第3条の規定によりなおその効力を有するとされる同法による改正前の第12条の2第1項第6号に基づく、知事の登録を受けている者。

3 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
〒353-0001 埼玉県志木市上宗岡1丁目1番1号 埼玉県立志木高等学校  
担当 岩並 電話 048-473-8111 FAX 048-470-1061 メールアドレス a6501347@pref.saitama.lg.jp

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
この公告の日から平成20年3月14日(金)まで上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡をすること)。

(3) 入札書受付期間  
競争入札参加資格の確認を得た日から平成20年3月25日(火)午後2時まで  
に「埼玉県電子入札共同システム」により提出すること。

(4) 開札の場所及び日時

ア 場所 埼玉県志木市上宗岡1丁目1番1号 埼玉県立志木高等学校

イ 日時

平成20年3月25日(火)午後3時

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(2) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び業務履行体制表を「埼玉県電子入札共同システム」により平成20年3月17日(月)午後3時まで提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならぬ。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3) 提出書類

入札者は、入札金額見積内訳書を初度入札時に入札書とともに提出すること。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で、かつ、財務規則第95条の規定に基づいて定められた最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格より低い価格で入札した者は、再度の入札に参加できない。

(8) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) 特記事項

平成20年度の歳入歳出予算が議決されなかつたとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があつたときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(10) その他

その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十年三月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課

及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月七日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 中島直彦

| 路線名     | 供用開始の区間                                 | 供用開始の期日   | 備考            |
|---------|-----------------------------------------|-----------|---------------|
| さいたま草加線 | 鳩ヶ谷市大字辻字宮地一六五五番地先から鳩ヶ谷市大字辻字宮地一〇一〇番二地先まで | 平成二十年三月七日 | 延長百三十六・〇〇メートル |

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。  
その関係図面は、平成二十年三月七日から三十日間埼玉県土整備部道路環境課

及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。  
平成二十年三月七日  
埼玉県さいたま県土整備事務所長 中島直彦

| 路線名      | 供用開始の区間                                                     | 供用開始の期日   | 備考                                              |
|----------|-------------------------------------------------------------|-----------|-------------------------------------------------|
| さいたま鳩ヶ谷線 | 鳩ヶ谷市坂下町三丁目一三四番一地先から鳩ヶ谷市坂下町三丁目五一番三五地先まで(ただし、関係図面に表示する部分に限る。) | 平成二十年三月七日 | 平成十四年五月二十一日付告示第九百六十一号で区域変更した部分の一部供用延長三十八・〇〇メートル |

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。  
その関係図面は、平成二十年三月七日から三十日間埼玉県土整備部道路環境課

及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。  
平成二十年三月七日  
埼玉県さいたま県土整備事務所長 中島直彦

| 路線名      | 供用開始の区間                                                  | 供用開始の期日   | 備考                                              |
|----------|----------------------------------------------------------|-----------|-------------------------------------------------|
| さいたま鳩ヶ谷線 | 鳩ヶ谷市三ツ和一丁目一三番一地先から鳩ヶ谷市三ツ和一丁目二番一地先まで(ただし、関係図面に表示する部分に限る。) | 平成二十年三月七日 | 平成十四年五月二十一日付告示第九百六十一号で区域変更した部分の一部供用延長六十一・〇〇メートル |

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年八月七日

指令飯整第一九〇〇二七〇号

二 検査済証番号

平成二十年二月二十九日

飯整第一九〇〇六四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡毛呂山町大字川角字谷久保六

二七番二の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鶴ヶ島市大字上広谷一三四三番地一

五

ポヌールYOU二〇二号

小室 寛治

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年三月七日

指令飯整第一八〇〇四七〇号

埼玉県飯能県土整備事務所長

根岸 功

一 許可番号

平成十八年十一月三十日

指令飯整第一八〇〇四七〇号

二 検査済証番号

平成二十年二月二十九日

飯整第一九〇〇一八号

一 許可番号

根岸 功

平成二十年三月七日

埼玉県飯能県土整備事務所長

三 開発区域に含まれる地域の名称  
 入間郡毛呂山町大字苦林字清水三六

二番一、三六三番一  
 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

吉田 照秋

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年三月七日から三十日間埼玉県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月七日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 西平小川線
- 三 道路の区域

| 旧新別 | 区 間                                                        |                                                            | 敷地の幅員<br>(メートル)        | 延<br>(メートル) 長   | 備 考      |
|-----|------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|------------------------|-----------------|----------|
|     | 旧                                                          | 新                                                          |                        |                 |          |
|     | 比企郡ときがわ町大字西平字以後ケ谷二五一八番九地先から<br>比企郡ときがわ町大字西平字以後ケ谷二五一三番二地先まで | 比企郡ときがわ町大字西平字以後ケ谷二五一八番九地先から<br>比企郡ときがわ町大字西平字以後ケ谷二五一三番二地先まで | 四・八〇<br>一〇・六〇<br>二四・四〇 | 一九・四〇<br>一一九・四〇 | 交通渋滞解消事業 |

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十年三月七日から三十日間埼玉県土整備部道路環境課

及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月七日

- 埼玉県東松山県土整備事務所長 谷 口 建 一

| 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間                                              | 供用開始の期日   | 備 考          |
|-------|------------------------------------------------------------|-----------|--------------|
| 西平小川線 | 比企郡ときがわ町大字西平字以後ケ谷二五一八番九地先から<br>比企郡ときがわ町大字西平字以後ケ谷二五一三番二地先まで | 平成二十年三月七日 | 延長一一九・四〇メートル |

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第二十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十年三月七日から三十日間埼玉県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月七日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 平沼中老袋線
- 三 道路の区域

埼玉県東松山県土整備事務所長 谷 口 建 一

| 旧新別 | 区                                            | 間 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) | 備考                 |
|-----|----------------------------------------------|---|-----------------|--------------|--------------------|
| 旧A  | 比企郡川島町大字白井沼字浮沼四二五番地先から同郡同町大字白井沼字下脇八八一番地先まで   |   | 九・五〇            | 一九七・〇〇       | 与平橋の架換に伴う仮橋の廃止による。 |
| 新A  |                                              |   | 一四・〇〇           |              |                    |
| 旧B  | 比企郡川島町大字白井沼字浮沼四二八番三地先から同郡同町同大字白井沼字下脇八七三番地先まで |   | 一一・〇〇           | 一一二・〇〇       |                    |

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第三十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十年三月七日から三十日間埼玉県土整備部道路環境課

及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月七日

埼玉県東松山県土整備事務所長 谷口建一

| 路線名    | 供用開始の区間                                    | 供用開始の期日   | 備考               |
|--------|--------------------------------------------|-----------|------------------|
| 平沼中老袋線 | 比企郡川島町大字白井沼字浮沼四二五番地先から同郡同町大字白井沼字下脇八八一番地先まで | 平成二十年三月七日 | 延長<br>一九七・〇〇メートル |

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第三十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年三月七日

埼玉県東松山県土整備事務所長

谷口建一

一 許可番号

平成二十年一月二十一日  
第一九〇一三二〇号

二 検査済証番号

平成二十年二月二十九日

第一九〇一六八号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡嵐山町大字大蔵字西ノ原八一

五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡嵐山町大字大蔵六〇九一二

小林 秀雄

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第三十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十年三月七日

埼玉県東松山県土整備事務所長

谷口建一

一 許可番号

平成二十年一月二十五日  
第一九〇一三四一号

二 検査済証番号

平成二十年二月十五日

第一九〇一六二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡嵐山町大字平澤字中谷八四一

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡嵐山町大字平澤字中谷八四一

九 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
 さいたま市大宮区桜木町一―一〇―  
 一七

株式会社 アイダ設計  
 代表取締役 會田 貞光

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二十  
 六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百  
 一号)第七十六条の三第四項において準  
 用する同法第七十三条第一項の規定によ  
 り建築協定を認可したので、次のとおり  
 公告する。

平成二十年三月七日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

榎 本 恵 樹

一 建築協定認可申請者の住所及び氏名  
 (法人にあつては、主たる事務所の所  
 在地及び名称並びに代表者の氏名)

埼玉県さいたま市見沼区東大宮二丁

目三〇番地十五

株式会社 三井開発 代表取締役

三井明

二 建築協定区域

埼玉県教委告示第十号

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十五条の規定による技能教育の  
 ための施設として、平成二十年三月七日付けで次のとおり指定した。

平成二十年三月七日

埼玉県北葛飾郡鷺宮町大字鷺宮字内  
 下一九九番地一二 外三〇筆

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二十  
 七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百  
 号)第三十六条第三項の規定により、次  
 の開発行為に関する工事が完了したの  
 で、公告する。

平成二十年三月七日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

榎 本 恵 樹

一 許可番号

平成十九年九月二十一日

指令杉整第一九〇―一四〇号

二 検査済証番号

平成二十年二月二十八日

杉整第一七七九―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡鷺宮町大字八甫字宮田五―

一、五―二、六―三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

千葉県野田市市宝珠花一七一番地

株式会社 関信商事

代表取締役 鶴岡 潔

埼玉県教育委員会委員長 高 橋 史 朗  
 一 技能教育のための施設の名称  
 KTC中央高等学院 大宮キャンパス(埼玉県さいたま市大宮区桜木町四―二  
 百九)

二 屋久島あおぞら高等学校との連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対  
 応する高等学校の科目

|           |                       |
|-----------|-----------------------|
| 連携措置に係る科目 | 連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目 |
| ビジネス基礎    | ビジネス基礎                |
| 商品と流通     | 商品と流通                 |
| 商業技術      | 商業技術                  |

埼玉県教委告示第十一号

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十五条の規定による技能教育の  
 ための施設として、平成二十年三月七日付けで次のとおり指定した。

平成二十年三月七日

埼玉県教育委員会委員長 高 橋 史 朗

一 技能教育のための施設の名称

国際高等学院(埼玉県草加市栄町三―四―十一)

二 あずさ第一高等学校との連携措置に係る科目及び連携措置に係る科目に対応す  
 る高等学校の科目

連携措置に係る科目

ビジネス基礎

課題研究

連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目

ビジネス基礎

課題研究

|           |                       |
|-----------|-----------------------|
| 連携措置に係る科目 | 連携措置に係る科目に対応する高等学校の科目 |
| ビジネス基礎    | ビジネス基礎                |
| 課題研究      | 課題研究                  |

|        |      |        |      |         |       |      |
|--------|------|--------|------|---------|-------|------|
| 文書デザイン | 情報処理 | 国際ビジネス | 英語実務 | マーケティング | 商品と流通 | 総合実践 |
| 文書デザイン | 情報処理 | 国際ビジネス | 英語実務 | マーケティング | 商品と流通 | 総合実践 |

正誤

埼玉県告示第二百六十号(平成二十年  
二月二十九日第九百五十七号)中訂正  
介護予防通所介護

ページ表中 行  
二十二 サービスの種類 前から一

誤  
介護予防通所介護  
正

|      |                                                                           |
|------|---------------------------------------------------------------------------|
| 発行日  | 毎週<br>火曜日・金曜日                                                             |
| 購読料金 | 一年四万三千四百円<br>(郵便料金を含む)                                                    |
| 発行者  | 埼玉県<br>さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号<br>〇四八―八二四―二二二一(代表)                             |
| 印刷所  | 埼玉新聞社<br>http://www.pref.saitama.lg.jp/A01<br>/BA00/kenpouhome/fr_top.htm |
| 印刷所  | 関東図書株式会社<br>〇四八―八六二―二九〇二(代表)                                              |